

品川区社会教育関係団体登録要綱

制定 昭和47年 7月 1日
改正 昭和51年 7月 1日
改正 昭和61年 6月 1日
改正 昭和63年 5月 1日
全部改正
平成8年4月1日教育長決定
改正 令和2年2月12日教育長決定
要綱第1号
改正 令和5年3月30日教育長決定
要綱第6号
改正 令和6年5月9日教育長決定
要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法に基づき、社会教育関係団体等の育成、発展に資するために、品川区社会教育関係団体の登録に必要な事項を定めることを目的とする。

(団体登録基準)

第2条 団体登録に必要な基準は次のとおりとする。

- (1) 継続的かつ計画的に社会教育を行うことを目的とし、活動の成果が期待できる団体で、次の行為を行わないもの。
 - ア 営利を目的とした事業または営利事業者に関する事業
 - イ 特定政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動
 - エ 特定の宗教または特定の教派、宗派、教団を支持する行為
 - オ その他公序良俗に反する行為
- (2) 団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること。
 - ア 団体を構成する区民の主体的、民主的な活動であること。
 - イ 構成員が5人以上で、構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学していること。
 - ウ 主たる活動の場および活動の本拠としての連絡先を区内に有すること。
 - エ 代表者が区内に在住、在勤または在学していること。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、社会教育関係団体登録申請書兼変更届（第1号様式）に次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 団体の規約または会則
- (3) 活動計画書
- (4) 収支計算書または収支報告書

(申請の受理、審査および登録証の交付)

第4条 教育委員会は、申請を受理し、第2条に定める基準に適合する団体と認めるときは、品川区社会教育関係団体として登録し、団体登録証（第2号様式）を当該団体に交付する。

(登録証の有効期間)

第5条 登録証の有効期間は、発行の日から起算して2年を経過する日が属する月の末日までの期間とする。

(登録の更新等)

第6条 登録の更新等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 更新は、有効期間の末日が属する月の前月の初日以降に社会教育関係団体登録申請書兼変更届に次の書類を添えて教育委員会に提出し、新登録証の交付を受けること。

ア 会員名簿

イ 団体の規約または会則（変更があった場合のみ提出）

ウ 活動計画書

エ 収支報告書

オ 旧登録証

- (2) 申請内容に変更があった場合は、すみやかに社会教育関係団体登録申請書兼変更届および必要な書類を添えて教育委員会に提出し、必要に応じて新登録証の交付を受けること。

- (3) 登録証を紛失した場合は、すみやかに社会教育関係団体登録申請書兼変更届を教育委員会に提出し、登録証の再交付を受けること。

(登録の取消)

第7条 教育委員会は、他の団体等へ登録証の貸与もしくは不適当な活動をした場合または団体活動内容の変更等により、この要綱に定める基準に適合しないと認められた場合は、当該団体の登録を取り消すことができる。

(登録団体の分類)

第8条 団体の区分は、次のとおりとする。

- (1) 構成員による区分

ア 少年少女

団体の主な構成員が小学生および中学生であり、かつ育成者もしくは責任者が置かれている団体または当該団体で構成する組織。ただし、育成者と責任者は成人でなければならない。

イ 総合

アの団体または組織に該当しない団体

- (2) 活動内容による区分

ア 文化

イ 体育

ウ レクリエーション

エ 芸能

オ 総合（各種の総合的な活動を行う団体で、アからエまでに掲げる活動内容に該当しないものをいう。）

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に教育次長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年5月15日から適用する。

品川区教育委員会 あて

※太枠内の各項目を全てご記入ください。登録内容変更の場合は必要事項をご記入ください。

☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 再交付 ☐ 退会 ☐ 登録内容の変更（								登録番号									
フリガナ																	
団 体 名																	
代 表 者	フリガナ							TEL 1 — —									
	氏 名							TEL 2 — —									
	住 所							〒 — 品川区									
連 絡 先	フリガナ							TEL 1 — —									
	氏 名							TEL 2 — —									
	住 所							〒 — 品川区									
会 費		月額・年額・1回（ ）円 （月額・年額・1回のいずれかに○をしてください）															
		入会金 （ ）円 ・ なし															
会 員 構 成		総数 人															
		(内訳)															
		未就学児： 人 小中学校： 人						(内訳)									
		16～17歳： 人 18～30歳： 人						区内在住： 人 区内在勤： 人									
		31～64歳： 人 65歳～ ： 人						区内在学： 人 区外 ： 人									
活 動 概 要		活動内容								区内活動場所							
		講師・指導者名				謝礼 ： あり ・ なし											
		活動予定日				年 ・ 月 ・ 週 回 曜日				午前 ・ 午後 ・ 夜間							
加 入 要 件		※加入に必要な要件がある場合は具体的にお書きください。															
団 体 情 報 の 公 開		団体情報（団体名・団体区分・活動内容・活動場所・活動予定日・加入要件）は入会希望者等や区ホームページに公開することに同意します。 同意欄にチェック ☐															
施 設 予 約 シ ス テ ム パ ス ワ ー ド																	
		※左詰め 英大小文字および数字で8～16文字で記入。区別のつきにくい文字の上には読み仮名をお書きください。															

第2号様式（第4条関係）

（表）

品川区社会教育関係団体登録証

登録番号：

団体名：

代表者名：

構成人数：

区分：

品川区社会教育関係団体であることを証明します。

登録日：

有効期限：

品川区教育委員会

（裏）

ご 注 意

- ① この証は、当区の学校開放校・各種公共施設の申込および利用の際に、必ず持参してください。また、関係者の請求があった場合は提示してください。
- ② この証を他の団体等に貸与したり、団体として、不適当な活動をした場合は登録を抹消します。
- ③ この証を紛失、または記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出て、新たな登録証の交付を受けてください。
- ④ この証の有効期間は発行の日から起算して2年を経過する日が属する月の末日までです。継続する場合は、この証を添えて更新してください。